

## 西宮市立中央病院栄養管理チーム（NST）設置要綱

### （設置）

第1条 西宮市立中央病院栄養管理委員会（NSTチーム）設置要綱第5条に基づき、西宮市立中央病院栄養管理チーム（以下「NST」という。）を設置する。

### （目的）

第2条 NSTは、病院に入院している患者の栄養状態を把握し、質の高い栄養管理を行なうことを目指し、栄養管理をチーム医療として実施することを目的とする。

### （業務）

第3条 NSTは、次の各号に掲げることを業務とする。

- (1) 各職種の医療従事者が共同して患者の栄養管理を行なう体制の整備
- (2) 栄養管理手順（栄養スクリーニングを含む栄養状態の評価、栄養管理計画、定期的な評価等）の整備及び手順に沿った栄養管理の実施
- (3) その他栄養管理に必要な事項

### （構成）

第4条 NSTは次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 医師
- (2) 看護師
- (3) 薬剤師
- (4) 管理栄養士
- (5) 臨床検査技師
- (7) 言語聴覚士
- (8) その他病院長が必要と認めた者

### （運営）

第5条 NSTにリーダー、サブリーダーを置くものとする。

- (1) リーダーは病院長が指名する。
- (2) サブリーダーはリーダーが指名する。
- (3) リーダーはNSTの業務を掌握する。
- (4) リーダーはNSTミーティングを主催する。
- (5) リーダーに職務の支障がある場合はサブリーダーがその職務を代行する。

### （庶務）

第6条 NSTの庶務は総務課が担当する。

### （細則）

第7条 この要綱に定めるもののほかNSTに関し必要な事項は病院長が別に定める。

### 付 則

この要綱は平成18年7月1日から施行する。

付 則（西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程 18 条による改正付則）  
この要綱は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（西宮市立中央病院経営会議規程等の一部を改正する規程 18 条による改正付則）  
この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。